

● 新指定答申文化財の概要

【種別】有形文化財 古文書

【名称】神島入荒布船木札（かみしまいりあらめふねきふだ）

【員数】6枚

【所在地】鳥羽市神島町1番地（八代神社）

【年代】永禄6（1563）年

【概要】

この資料は、神島（鳥羽市神島町）への入船と荒布（あらめ：海藻）の採取（漁業）を許可した木製の文書（許認可証書）です。いずれも一辺約17cmの正方形で、永禄6（1563）年5月29日の日付けが記載されており、7艘の船のうちの6艘分のものです。表と裏の文章は同じですが、それぞれ別人の花押（権力者のサイン）が書かれており、神島に赴き荒布を採取するに際し、2人の権力者から許認可を得る必要があったことを示しています。

中世の携行用許認可証書には、「山札」や「茅札」と呼ばれる、入山と山内での茅採集を許可したものの存在が知られています。本資料はこれら既存の事例に、海域利用の許認可にかかる中世木札の実例をはじめて追加するものとして、全国的に見ても貴重なものです。また、2人の権力者が同時に許認可していることは、室町戦国時代の海の領有（領海）を考えるうえで大変重要です。

なお、荒布とは岩礁のある海に生い茂る海藻の一種で、江戸時代には大坂や京都で、ご飯のおかずや緊急時の食料として重宝されていました。今も神島や熊野灘沿岸部で収穫されており、当地の特産品となっています。



神島入荒布船木札（実際の色）



同 赤外線写真